

## 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会行動計画

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会（以下「本会」）職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年7月1日～令和5年6月30日まで（3年間）

2. 内容

目標1：男性・女性を問わず、育児休業等を取得しやすく、職場復帰しやすい環境整備を行う。

<対策>

- 令和2年7月～ 育児・介護休業等制度について、職員への周知を徹底し、制度が利用しやすくなるよう職場環境の整備を行う。
- 令和3年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修及び社内広報などによる職員への周知を行う。

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を行う。

<対策>

- 令和2年7月～ 導入可能な制度の分析・検討、周知方法の検討
- 令和3年度 社内広報等による職員への周知

目標3：働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備を行うため、年次有給休暇の取得の促進のための措置を実施する。

<対策>

- 令和2年7月～ 効果的な年次有給休暇取得促進方法の検討、職員アンケートの実施
- 令和3年度 社内広報等による職員への周知